

※収支内訳書・青色申告決算書に定型で記載のない科目は不可となります

必要経費	科目	判定	備考
	給料賃金	×	
	減価償却費	×	
	貸倒金	×	
	地代家賃	△	
	借入金利子	×	
	租税公課	×	
	損害保険料	△	賃貸している建物 ※用途が自宅用は認めない。
	修繕費	△	賃貸している建物 ※用途が自宅用は認めない。
	雑費	×	
	管理費	○	
	委託手数料	○	

【自営業の収入について】

- 健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円(60歳以上の人ならびに障害年金受給者は180万円)未満であり、いわゆる税法上の「所得」で懸案するものではありません。(確定申告の所得金額ではありません)
- 健康保険法における、自営業者の収入については『総収入から「直接的必要経費」を差し引いた額』となっております。
※直接的必要経費とは、生産活動に要する原材料等の費用

健康保険組合では、上記の「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書」の各所得別に定めています。